

市営桜が丘墓園（第2期）使用者募集のご案内

広島県府中市

市営桜が丘墓園（第2期）の使用者を募集します。案内をよくお読みのうえ、お申し込みください。申し込み後の手続や注意事項も記載していますので、大切に保管してください。

1. 名称及び位置について

名称：市営桜が丘墓園 位置：府中市桜が丘二丁目1番1号

区画：（第2期工事分）全194区画 C1-1～C7-17（C 111区画）

D1-1～D7-12（D 83区画）

1区画は $2\text{m} \times 2\text{m} = 4\text{m}^2$

※駐車場入り口付近に、区画配置および使用上の注意看板を設置しています。なお、区画の使用情報も掲示していますが、最新の空き区画情報は、お問い合わせください。

また、「C1-1」のように金属製プレート（85ミリ×40ミリ）を1区画ごとに設置しています。境界には  のプレートを四隅に設置しています。

2. 使用申し込みについて

（1）申し込み資格 申込みできるのは、次の要件のいずれかを満たしている人です。

①府中市に1年以上住民票がある人

②府中市に本籍がある人

③府中市桜が丘団地の住宅区画を購入・契約（定期借地を含む）した人

※申し込みは1人2区画までとします。ただし、市営桜が丘墓園をすでに2区画使用している人は申し込みできません。

（2）提出書類

①府中市墓地使用許可申請書（別記様式第1号）

②申請者の住民票（本籍の記載のあるもの）

※本籍のみ府中市にある人は戸籍抄本（戸籍謄本）

③府中市墓地使用料減免申請書（別記様式第4号）

※桜が丘に居住している人、桜が丘団地の住宅区画を購入している人、住宅区画を定期借地している人について、減免措置を希望される場合は提出してください。

（3）提出先

府中市役所 環境衛生課 生活衛生係（府中市鶴飼町74番地2）

3. 使用許可について（申し込み終了後から使用許可証の交付まで）

（1）使用料の納入

①使用料は、1区画550,000円です。桜が丘に居住している人等には1区画につき110,000円の減免制度があります。

②申し込み審査後に、使用料の納入通知書（納付書）を郵送します。

③納付は、広島銀行、中国銀行、もみじ銀行、両備信用組合、中国労働金庫、福山市農協または庄原農協でお願いします。

④納付期限は、納付書作成後約1か月後としますので期限までに払い込んでください。

(2) 使用許可証の交付【資料1】

①納付確認後、使用許可書を郵送します。許可証は墓地の使用権を証明するものですので、将来にわたって大切に保管してください。

②金融機関によっては、納付確認に2週間程度を要することがあります。使用許可をお急ぎの場合は、事前にご相談ください。

4. 墓地使用時の届出について

(1) 墓石を造るとき（工作物新設・改造届【資料2】）

①墓碑や囲障等の設置や増設、改造をするときに事前に届出してください。

②墓碑及びこれに類する施設の高さは2m以内、囲障の高さは1メートル以内、盛土の高さは10cm以内です。

③寸法の記載された姿図等の添付が必要です。墓石業者さん等で寸法の入った姿図などをもらって添付してください。

④墓石は東南向きでの設置をお願いします。

(2) 納骨するとき（埋蔵届【資料3】）

①焼骨のみ埋蔵してください。その際、事前に届出をしてください。

②墓地に埋葬し得る範囲は、親族並びに同居者に限ります。火葬許可証（斎場で火葬執行後交付されます【資料4】）、または、改葬許可証の添付が必要です。

※他の墓地から焼骨を移転し埋蔵するときは、移転する前に改葬許可申請【資料5】が必要になります。改葬許可は移転元の墓地がある市町村に申請してください。詳しくはご相談ください。

5. その他の届出等について

(1) 使用者の住所や氏名が変更したとき（住所変更届、氏名変更届【資料6】）

①使用許可を受けた人の住所が変わったり、婚姻等により氏名が変わったりしたときは届出をしてください。

②使用許可証の添付が必要です。また、変更を証する書面の提出をお願いすることがあります。

(2) 使用者が亡くなったとき（使用権移転届【資料6】）

使用許可を受けた人が亡くなり、その墓地を引続き祭祀継承者が使用される場合には、使用者を変更しますので届出てください。なお、使用許可証と戸籍謄本又はその祖先の祭祀を承継することを証する証明書が必要です。

(3) 使用許可証を紛失したとき（府中市墓地使用許可証再交付申請書【資料7】）

使用許可証を紛失した場合は、再交付しますので申請をしてください。

6. 使用者の義務について

- ・使用許可を受けた区画の清掃は、使用者で行ってください。定期的に除草し、他の使用者の迷惑にならないように管理してください。なお、お供えの草花、菓子等は各自で持ち帰って処分してください。また、火の始末を徹底してください。

7. 使用上の注意について

- ①使用区画が不要になった場合は、墓地を原型に回復して届出てください（府中市墓地返還届【資料8】）。ただし、使用料の返還はできません。
- ②使用許可を受けた区画を他人に譲渡したり、貸し付けたりすることはできません。

8. 使用許可の取消しについて

墓地の使用について法令又は府中市墓地設置及び管理条例の規定に違反したときや、使用者又は使用者の親族若しくは縁故者の所在が不明のときは、使用許可を取り消すことがあります。

【市営桜が丘墓園に関する問い合わせ先】

〒726-8601 府中市鵜飼町7 4 番地2 府中市市民生活部環境衛生課（生活衛生係）

TEL 0847-44-9144 FAX 0847-43-9223